



櫃行審第170号  
令和4年 8月 3日

櫃原市教育委員会  
教育長 深田 展巧 様

櫃原市行政不服審査会

櫃原市個人情報保護条例第35条の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年12月20日付け櫃教総第2668号による下記の諮問について、  
別紙のとおり答申します

記

審査請求人が行った、令和3年6月15日付けの保有個人情報不開示決定に  
関する処分についての審査請求についての諮問

## 答申

## 第1 審査会の結論

本件審査請求について榎原市教育委員会教育長（以下、処分庁としての榎原市教育委員会教育長を「処分庁」という。）が行った不開示決定において不開示とした部分のうち、別表に記載した部分を除いて開示すべきである。本件審査請求は棄却されなければならない旨の榎原市教育委員会教育長（以下、審査庁としての榎原市教育委員会教育長を「審査庁」という。）の諮問に係る判断は妥当とはいえない。

## 第2 事案の概要

## 事案の経緯

- 1 審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁に対し令和3年6月2日、榎原市個人情報保護条例（平成11年榎原市条例第17号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

## 記

- 平成〇年〇月〇日に自死した〇〇に関する「榎原市立中学校生徒に係る重大事態に関する調査委員会（〇〇委員長）」（以下「調査委員会」という。）の事情聴取の際に、〇〇教諭が述べた内容を記した記録（3～4回程度はあるものと思われる）の全て（記録媒体を問わず）
- 2 処分庁は、令和3年6月15日、本件開示請求に対応する行政文書として「榎原市立中学校生徒に係る重大事態に関する調査委員会 聴取録」（以下「対象文書」という。）を特定した上で、保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。
- 3 請求人は、同年7月9日、審査庁に対し、処分庁による本件処分を取り消し、対象文書を全部開示するよう求めて審査請求を行った。
- 4 処分庁は、同年8月20日、審査庁に対し、弁明書を提出した。
- 5 請求人は、同年9月21日、審査庁に対し、処分庁の弁明に対する反論書を提出するとともに口頭意見陳述を申し立てた。
- 6 同年10月15日、審査庁は、請求人及びその代理人らの口頭意見陳述を実施した。
- 7 審査庁は、同年12月9日、審理手続を終結し、請求人に通知した。
- 8 同年12月20日、審査庁は、榎原市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第35条の規定に基づき、裁決に関する諮問書を提

出した。

### 第3 審査関係人の主張

#### 1 請求人の主張

##### (1) 請求人の主張の要旨

ア 令和3年6月15日付けの本件処分を取り消す。

イ 平成〇年〇月〇日に自死した〇〇（以下「本人」という。）に関する調査委員会の事情聴取の際に、〇〇教諭（以下「本件教諭」という。）が述べた内容を記した記録の全てを開示する。

との裁決を求める。

##### (2) 請求人の主張の理由

ア 対象文書は、〇年〇月〇日に自死した本人の担任であった檀原市立中学校（以下「本学校」という。）の本件教諭の体験的事実が記載されたものである。

対象文書の大部分は、本人の自死前の本学校での様子に関するものであり、本来であれば、担任教諭である本件教諭が本人の親権者である請求人に対し、随時報告すべき内容であり、本人の本学校での様子やこれに対する本学校の対応を、ことさらに保護者に対して秘密として保護すべき理由など全くない。

また、教育基本法第10条第2項は、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」と定め、学校から家庭に対する情報の提供に努力するように定めている。ゆえに、法に照らしても、学校運営の実情に照らしても、生徒の学校での様子やこれに対する学校の対応に関する事実を、ことさらに保護者に対して秘密として保護すべき理由など全くないどころか、秘密として保護すべき対象となる事実に含まれることはもとより想定されてすらいないのである。

このような学校での児童・生徒の様子を親権者である保護者に報告すべき義務は、単に道義上の義務ではなく、学校とそこに通う生徒・保護者という特別な社会的接触関係に基づいて生ずる付随義務として信義則上負う義務の一つと考えるべきである。

そうすると、対象文書の内容は、親権者であったり本人の相続人である請求人に対して「秘密」とすべき内容ではそもそもない。

イ 本件処分は、抽象的な理由により対象文書を全面不開示とするものであり、理由の不備があるだけでなく、条例の関連規定の解釈を誤り、

違法である。

ウ 条例は、個人の尊厳の確保を基調として、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、実施機関が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにするとともに、檀原市民の基本的人権を擁護し、もって市政の公正かつ適正な運営に資することを目的とする旨定めている。すなわち、条例は、自己情報コントロール権としての個人情報開示請求権を明記するとともに、もって、市政の公正かつ適正な運営に資することを目的とするものである。

その目的を受け、実施機関においては、個人情報開示請求があった場合には、開示請求に係る保有個人情報の原則公開を定めている。この原則公開の趣旨は、自己情報コントロール権を最大限実現するのみならず、市政の公正かつ適正な運営に対する市民の権利を保障するものである。

したがって、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有する保有個人情報は、市政の公正かつ適正な運営に資するものであり、不開示事由の該当性に関しては、厳格かつ制限的に解釈がなされるべきである。

もちろん、不開示事由の該当性の判断に関して行政機関に裁量権は認められていない。また、開示請求に係る情報が、職務の遂行に係る情報である場合には、当該公務員のプライバシーは問題にならないと解釈すべきである（最高裁平成15年11月11日第三小法廷判決民集57巻10号1387頁参照）。

エ 本件処分理由となった不開示事由にはいずれも該当しない。

(ア) 対象文書には、本件教諭及び本学校教員並びに本人の友人等の様子が含まれていると考えられるが、本件教諭及び本学校教員が本人の自死前後にどのような行動をとっていたかは、公務員の職務遂行情報に該当し、そのプライバシーは問題にならないと解すべきである。また、本人の同級生の個人情報については、それが開示されることにより当該生徒の権利利益を害するおそれが認められる限りにおいては不開示事由に該当し得るが、個人情報に該当するかどうか及び権利利益を害するおそれが認められるかどうかは、個別的・実質的に判断されるべきであり、不開示事由に該当する場合にも、最小限のマスキングをした上で部分公開をしなければならない。

(イ) 本件教諭の聴取は、調査委員会による調査の一環として実施されたものであり、その目的は、本人の自死の原因を明らかにすることである。このような事務の趣旨に照らせば、仮に、本件教諭に対する聞取

り調査が、開示しないことを条件に実施されたとしても、請求人に対して情報が開示されないとの信頼は初めから期待し得ない。また、調査委員会の内部の意思決定を阻害するおそれはなく、調査委員会の調査はすでに終了している上、奈良地方裁判所に継続していた訴訟の中でも、陳述書や証人尋問において本件教諭が同種の内容を明らかにしている。なお、調査委員会は、生徒宛に対し、調査への協力を依頼する文書を送付し、その中で提供された情報については開示しないことが明記されているが、橿原市立中学校生徒に係る重大事態に関する調査委員会設置条例（平成25年橿原市条例第10号）第7条第3項から直ちに職務命令に基づく調査協力義務が発生する本件教諭については、調査委員会があえて生徒らに対してした条件を提示する必要がそもそもなかった。本件教諭に対し、聴取内容等を公表しないことを黙示的にでも約束したと認めることはできない。

(ウ) 学校の指導に関する情報とは、極めて抽象的な表現であり、不利益処分に対する不服申立てを行うために必要な理由の付記の程度を満たしていない。また、学校の指導に関する情報は、公務員の職務遂行情報に該当し、原則として公開されるべき性質のものであるから、本件教諭及び本学校教員のプライバシーは問題とならない。

(エ) 開示請求者に関すること以外の事業に関することとは、極めて不明確な表現であり、不利益処分に対する不服申立てを行うために必要な理由の付記の程度を満たしていない。仮に、開示することにより、開示請求者に関すること以外の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが存在するとしても、その部分をマスキングした上で部分公開をしなければならない。

オ 条例第16条第2号ただし書の除外事由に該当する。

(ア) 公務員の職務遂行情報が、開示請求者以外の個人情報又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と定めた条例第16条第2号における除外事由とされているのは、その職務遂行情報が、当該公務員の個人情報に該当し、それが開示されることにより当該公務員の権利利益を害することになったとしても、公務員が遂行する職務の内容を明らかにすることには公益性が認められ、市政の公正かつ円滑な運営を実現するためには、開示請求権を優先させることが妥当と考えられるからである。対象文書には、本件教諭の職務の遂行として行われた内容が記録されており、それが開示されることによって本件教諭及び本学校教員の権利利益を害することになったとしても、本人の自死の原因を究明する上での内容には公益

性が認められる。

(イ) 対象文書は、本人の自死の原因、すなわち、本人の生命・身体を保護するために開示することが必要な情報に当たる。

## 2 処分庁の主張

### (1) 処分庁の主張の要旨

本件審査請求の棄却を求める。

### (2) 処分庁の主張の理由

処分庁の主張は弁明書のとおりであり、その要旨は次のとおりである。

対象文書には、本件教諭の本人の自死に関する率直な思い、本人の性格や態度等に対する認識及び被聴取者及び他人のプライバシーに関する事柄や他人に対する批判等が詳細に記載されている。また、聴取に際しては、正確な事実認識や率直で忌憚のない意見を聴取することが重要であることから、明示的であるかどうかの違いはあっても、外部には一切公表しない旨の約束の下で聴取への協力を得ている。

このような対象文書が公になれば、個人情報やマスキング等をしたとしても、本件教諭及び他人のプライバシーが公となる、本件教諭と他人との人間関係が悪化する、又は本件教諭の評価が低下する等の不利益が生じ得る。また、調査委員会と本件教諭の信頼関係が損なわれ、今後、同種事件について調査委員会が発足した場合に、関係者から聴取することによって事案を解明することが著しく困難となるおそれがある。

以上のことから、条例第16条第2号及び第6号に該当し、開示しない。

## 第4 審査庁の諮問に係る判断

### 1 諮問の趣旨

本件処分の判断は適法である。

よって、本件審査請求には理由がなく、棄却されなければならない。

### 2 諮問の趣旨に係る判断の理由

本件諮問の趣旨に係る判断の理由は以下のとおりである。

#### (1) 条例第16条第2号について

審査庁から提出のあった諮問書の記載内容や口頭説明の内容において、本条項に該当する旨の主張はなかった。

#### (2) 条例第16条第6号について

調査委員会は、本人の自死の事実関係を把握し、その原因の調査及び分析を行うことを所掌事務としている。そして、調査委員会は、その所掌事務を遂行するために、教育委員会の委員や教育委員会事務局、本学校の職員、生徒等に対して事実関係や意見等に関する陳述、説明等及び文書等関

係資料の提出、提示、閲覧又は複写等の調査への協力を求めることができ、かつ、学校の職員を含む市の職員は、その調査に協力しなければならないこととされている。

調査委員会は、中立的な調査機関であって、職務上知り得た秘密につき守秘義務を負っており、本人の自死の事実関係を把握するための調査をするに当たっては、教員等がこれに協力しなければならないことはいうまでもないが、罰則規定はなく、どこまで真実の内心を陳述するかや文書等関係書類を提出するかは、教員等の任意の協力に頼らざるを得ない。

そうすると、教員等が調査委員会の求めに応じ、陳述や文書等関係書類の提出をする場合、調査委員会限りでそれらの情報が活用されるものと信頼し、調査委員会においてもそのような保障の下にこれを入手したものと考えられる。仮に、そのような保障がなく、教員等が具体的に陳述した内容や提出した文書等関係書類が情報公開の対象になり得るとすれば、調査への協力は慎重にならざるを得ず、真実の内心を陳述しなかったり、文書等関係書類を提出しなかったりすることも想定される。そのような事態になれば、今後、同種の調査が行われた場合、調査委員会が正確な事実を把握することが困難となり、教員等の任意の協力の下に陳述や文書等の提出を得て調査した場合と比較して、調査に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

特に、本件教諭は、本人の自死後、世間的に多くの注目を浴び、批判的に見られたり、非難にさらされたりしていたことは想像に難くない。そのような状況において本件教諭の陳述内容が公開されることとなれば、本件教諭に対するさらなる非難を招くおそれがあり、陳述内容が情報公開の対象にならないことの保障があったからこそ、本件教諭は、調査委員会の聴取に応じ、具体的な陳述をしたのである。実際に、聴取においては、本件教諭が言い淀んだことに対し、ここだけの話であるとして調査委員会が発言を促した場面もあり、本件教諭と調査委員会との間で、明示的にも不開示の合意が交わされている。

したがって、対象文書は、条例第16条第6号所定の不開示情報に該当する。そして、同号は、例外的に開示すべき除外規定を定めていないから、その余の主張を考慮するまでもなく、全部を不開示とすることが相当である。

なお、請求人は、対象文書の一部が不開示情報に該当するとしても、その部分をマスキングする等した上で部分公開しなければならないなどと主張するが、本件教諭の聴取は、公開・非公開の区別をすることなく、全体を通して陳述内容が開示されないという信頼の下に行われたものであ

り、対象文書は、その全てを反訳したものであるから、その全部が不開示情報に該当する。

## 第5 当審査会の判断の理由

### 1 審査請求に係る手続の適正性について

本件審査請求について、審理手続は適正に行われたと認められる。

なお、審査庁からの諮問の趣旨としては、諮問書にあるとおりであるが、この答申に伴う当審査会としての審議においては、この諮問の趣旨にとらわれることなく、公正かつ適正に判断を行った。

### 2 判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条において、『個人の尊厳の確保を基調として、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、実施機関が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにするとともに、市民の基本的な人権を擁護し、もって市政の公正かつ適正な運営に資することを目的とする。』と規定しているので、これを理念とし解釈、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に則して本件諮問事案を調査審議し、市民等の保有個人情報の開示を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、判断するものとする。

### 3 対象文書及び不開示情報の該当性について

対象文書として特定された「樫原市立中学校生徒に係る重大事態に関する調査委員会 聴取録」は、調査委員会における本件教諭への聴取の際にその内容を録音した音声データから文字起こしされた聴取録である。処分庁は、対象文書の全体を不開示とする本件処分を行っており、その記録媒体がいかなるものであるかについて、決定通知書及び弁明書において言及していない。また、審査庁から提出のあった諮問書の記載内容や口頭説明の内容においても、その点について言及されていないが、請求人は「記録媒体を問わず」として本件開示請求を行っており、当該音声データが存在していれば、紙媒体の聴取録と同様に対象文書として特定されるべきである。当審査会において処分庁に確認したところ、当該音声データの存在が確認できた。よって、紙媒体の聴取録と併せて音声データを本件対象文書であると特定した上で、その不開示情報の該当性について検討する。

#### (1) 条例第16条第2号該当性について

条例第16条第2号は、開示請求者以外の個人情報又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示と

できる旨を規定している。

対象文書の内容を当審査会で見分したところ、本人及び開示請求者以外の個人の氏名、家庭の事情、交友関係及び心情等、当該個人に関する情報が含まれており、これらの情報については、開示することによって特定の個人が識別されるおそれがあるとともに、当該第三者の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第16条第2号に該当し、不開示とすることが妥当である。ただし、第三者に関する情報のうち、当該第三者が特定され得る情報を不開示とした上であれば、単なる外形的事実の記述など、その内容が開示されたとしても当該第三者の権利利益を害するおそれがあるとは言えない情報については、条例第16条第2号に該当するとは認められないため、別表に記載した部分を除いて開示すべきである。

また、対象文書には、被聴取者である本件教諭の心情及び客観的事実ではない見解等といった第三者の個人に関する情報が含まれていることが確認できた。これについては、被聴取者である本件教諭が既に特定されていることから、その心情及び客観的事実ではない見解等を含む発言内容を開示することによって、当該第三者の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第16条第2号に該当し、不開示を維持することが妥当である。

(2) 条例第16条第2号ただし書ア該当性について

条例第16条第2号の例外事由に当たる同号ただし書アは、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるときは、開示することができる旨を規定している。

対象文書は同号ただし書アに該当すると定めた法令及び条例の存在は認められないことから、同号ただし書アに該当しないと判断する。

(3) 条例第16条第2号ただし書イ該当性について

条例第16条第2号の例外事由に当たるただし書イは、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報は、開示することができる旨を規定している。

しかし、請求人から審査庁へ当該ただし書に該当すると認められる具体的事実が主張されておらず、また当審査会で実施した請求人及びその代理人の口頭意見陳述においても言及はなかった。よって、人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することが必要であるという特別な事情は認められず、請求人からもその旨の明確な主張がなされ

ていないため、条例第16条第2号の例外事由に当たるただし書イに該当しないと判断する。

(4) 条例第16条第2号ただし書ウ該当性について

条例第16条第2号ただし書ウは、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示することができる旨を規定している。

対象文書の内容を当審査会で見分したところ、公務員等の氏名、発言及び行動等の情報が多分に含まれていることが確認できた。これらの情報について、以下のとおり、ア、イ及びウの3つに分類した上で本条項該当性について検討する。

ア 聴取者である調査委員及び調査員の発言

調査委員及び調査員は条例第16条第2号ただし書ウ中の公務員等についての括弧書内において規定されている公務員の定義に当てはまる者であって、当該情報はその職務の一環として発言したものであるから、条例第16条第2号ただし書ウに該当し、発言者の氏名を含めて開示すべきである。

イ 被聴取者である本件教諭の発言及び行動等

被聴取者である本件教諭は公務員として任用された公立学校の教職員であり、その職務の一環として聴取に応じたものである。本件聴取における発言については、その内容に本件教諭の心情及び客観的事実ではない見解等が含まれる場合においては、当該部分は前記(1)のとおり条例第16条第2号に該当し、不開示を維持することが妥当であるが、これに該当しない部分については当該教諭の個人情報であると認められず、条例第16条第2号ただし書ウに該当し、発言者の氏名を含めて開示すべきである。また、本件教諭の行動等の情報についても、その職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、同号ただし書ウに該当し、開示すべきである。

ウ 聴取者及び被聴取者の発言内容に含まれる第三者の情報

公務員である聴取者及び被聴取者の発言であっても、その内容に第三者の氏名及び当該第三者が特定され得る情報又は当該第三者の心情及び客観的事実ではない見解等が含まれる場合においては、当該部分は前記(1)のとおり条例第16条第2号に該当し、不開示を維持することが妥当である。

ただし、当該第三者が公務員として任用された公立学校の教職員や市及び市教育委員会職員その他ただし書ウ中の公務員等についての括

弧書内において規定されている公務員の定義に当てはまる者である場合においては、当該第三者に関する情報のうち、その職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、同号ただし書ウに該当し、開示すべきである。

(5) 条例第16条第6号該当性について

条例第16条第6号は、実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより当該事務の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることができる旨を規定している。

処分庁は、対象文書の内容が本条項に該当する理由として、弁明書において「聴取に際しては、関係者から正確な事実認識や率直で忌たんのない意見等を聴取することが極めて重要であることから、明示的かそうでないかの違いはあるものの、外部には一切公表しない約束のもとで被聴取者の協力を得ている。」とした上で、「一切公表しない約束のもとで聴取された内容が公になれば、本件調査委員会と被聴取者との信頼関係が損なわれ、今後、同種事件について調査委員会が発足した場合、当該調査委員会が関係者から事情を聴取することによって事案を解明することなどが著しく困難となる具体的なおそれがある。仮に公表しない約束がされていなくても、聴取した内容が外部に公表されることが当然となつてしまえば、対象者が聴取にて話しづらい事実や率直で忌たんのない意見等を話すことを控えるようになることは十分に想定される。」と主張する。

また、審査庁からの口頭説明においても、当該聴取の内容全てが本条項に該当し、たとえ一部であつても、開示することにより、今後同種の調査委員会が発足した際に、被聴取者の任意の協力を得ることが困難になり、結果として当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの主張があつた。しかし、当該聴取の内容はその一部について開示しないことを前提に提供を受けた情報であることは認められるものの、諮問書の記載内容や審査庁の口頭説明を聞く限りでは、それをもつてただちに開示することにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるとまでは認められず、前記(1)のとおり条例第16条第2号に該当する情報を不開示とした上であれば、その内容が開示されたとしても、本件調査委員会と被聴取者との信頼関係が損なわれ当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが具体的に存在するとまでは言えず、条例第16条第6号に該当するとは認められない。

なお、上述の理由のほか、処分庁は対象文書の内容が本条項に該当する理由として、本件処分に係る決定通知書において「学校の指導に関する情

報が記載されており、公開することにより、指導等の公正かつ円滑な遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため。」及び「開示請求者に関すること以外の事業に関することが記載されており、開示することにより事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。」としている。しかし、これらについて、審査庁から提出のあった諮問書において言及はなく、口頭説明においては、当該不開示理由について処分庁からの弁明書に具体的なおそれの主張がないので、審査庁として考慮、検討していないとの説明があった。対象文書の内容を当審査会で見分したところ、これらのおそれが具体的に存在すると認められる情報はなかった。よって、当該理由をもって条例第16条第6号に該当するとは認められない。

(6) 本人及び請求人の氏名について

前記(1)及び(4)で本件処分を維持すべきとした不開示部分のうち、本人及び開示請求者の氏名については、本人に関する情報であって、条例第16条各号に掲げる不開示情報に該当しないから開示すべきである。

(7) 請求人及びその代理人のその余の主張について

当審査会で実施した口頭意見陳述において、請求人の代理人は、本学校は、実施した数研式中学校生徒指導検査PUPILで本人である当該生徒が死んでしまいたい気持ちをかなり持っていると回答したことを受けて、何を協議し、どのように当該生徒に対応し、保護者との連携はどのようなものであったのか、この点に関し、既に開示された文書、あるいは裁判所で行われた証人尋問だけでは、解明が困難な状況に至っている等の主張を行っている。また、請求人は、本件教諭が担任として把握していた本人の情報を、親である請求人に報告する義務がある、本件教諭との対話を求めても応じられなかった等の主張を行っている。しかしながら、当審査会は、審査請求の趣旨に沿い、条例を適正に適用しているかを審査するものであり、これらの主張を審査の対象とするものではない。

(8) 条例第17条第1項について

条例第17条第1項は、開示請求に係る保有個人情報が開示情報とそれ以外の情報とからなる場合において、これらの情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、可能な限り分離し、不開示情報に該当する部分を除いて開示しなければならないことを定めている。

対象文書における不開示情報の該当性についての当審査会としての判断は、前記(1)から(6)のとおりであるが、対象文書のうち音声データについては、不開示情報の部分のみを削除やマスキング処理することが、実施機関が保有している既存のプログラムで行うことができない場

合は「容易に」分離できる場合に該当しない。当審査会において処分庁に確認したところ、そのような処理を行うことが可能なプログラムは保有していないとのことであったが、この説明に、特段、不自然又は不合理な点は認められない。

よって、別表に記載した部分を除いた情報についても「容易に」分離できる場合に該当せず、音声データについてはその全てについて不開示を維持することが妥当である。

#### 4 結論

以上の理由から、当審査会は、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

#### 第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問案件について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和3年12月20日	審査庁から諮問書を受理
②	令和4年1月26日	論点整理・調査審議
③	令和4年2月28日	口頭意見陳述の実施・調査審議
④	令和4年3月24日	調査審議

令和4年 8月 3日

檀原市行政不服審査会 第一部会

部会長 小林 直樹

委員 奥野 恒久

委員 中西 眞介

委員 山田 磯子

(別表)

・当審査会として非開示すべきと判断した箇所

平成26年2月10日 聴取分	
ページ	該当箇所
6	12行目12文字目から13行目12文字目まで
6	25行目21文字目から25行目24文字目まで
6	26行目8文字目から26行目22文字目まで
6	27行目7文字目から27行目16文字目まで
6	29行目7文字目から29行目11文字目まで
6	30行目5文字目から30行目8文字目まで
7	1行目7文字目から1行目8文字目まで
7	4行目11文字目から4行目14文字目まで
7	5行目19文字目から5行目27文字目まで
7	6行目1文字目から6行目19文字目まで
7	7行目23文字目から7行目26文字目まで
7	10行目30文字目から11行目8文字目まで
7	12行目26文字目から12行目29文字目まで
7	13行目1文字目から13行目4文字目まで
7	13行目8文字目から13行目11文字目まで
7	14行目3文字目から14行目6文字目まで
7	27行目12文字目から27行目17文字目まで
7	28行目5文字目から28行目11文字目まで
7	28行目36文字目から29行目2文字目まで
7	29行目7文字目から29行目10文字目まで
7	29行目12文字目から29行目15文字目まで
7	30行目5文字目から30行目8文字目まで
8	2行目5文字目から2行目13文字目まで
8	4行目1文字目から4行目4文字目まで
8	8行目13文字目から8行目26文字目まで
8	10行目22文字目から10行目25文字目まで
8	14行目9文字目から14行目12文字目まで
8	16行目5文字目から16行目18文字目まで
8	18行目10文字目から18行目13文字目まで
8	18行目17文字目から18行目20文字目まで
8	21行目4文字目から21行目7文字目まで
8	26行目8文字目から26行目11文字目まで
8	27行目3文字目から27行目5文字目まで
8	27行目24文字目から27行目26文字目まで
8	27行目30文字目から27行目33文字目まで

8	28行目1文字目から28行目4文字目まで
8	29行目11文字目から29行目24文字目まで
9	5行目10文字目から5行目13文字目まで
9	5行目33文字目から6行目9文字目まで
9	7行目5文字目から7行目8文字目まで
9	8行目31文字目から8行目34文字目まで
9	8行目36文字目から9行目7文字目まで
9	10行目6文字目から10行目9文字目まで
9	12行目5文字目から12行目8文字目まで
9	13行目5文字目から13行目8文字目まで
9	15行目6文字目から15行目9文字目まで
9	16行目5文字目から16行目8文字目まで
9	17行目9文字目から17行目12文字目まで
9	20行目20文字目から20行目23文字目まで
9	20行目27文字目から20行目30文字目まで
10	4行目14文字目から4行目18文字目まで
10	5行目7文字目から5行目10文字目まで
10	5行目12文字目から5行目15文字目まで
10	6行目6文字目から6行目13文字目まで
10	7行目23文字目から7行目26文字目まで
10	12行目5文字目から12行目8文字目まで
10	12行目25文字目から12行目30文字目まで
10	16行目8文字目から16行目15文字目まで
10	17行目5文字目から17行目8文字目まで
10	20行目11文字目から20行目14文字目まで
10	22行目9文字目から22行目12文字目まで
10	22行目18文字目から22行目24文字目まで
10	24行目13文字目から24行目16文字目まで
10	26行目5文字目から26行目8文字目まで
11	10行目26文字目から10行目30文字目まで
11	21行目26文字目から21行目30文字目まで
11	21行目34文字目から21行目37文字目まで
12	5行目25文字目から5行目28文字目まで
12	11行目36文字目から12行目2文字目まで
12	14行目9文字目から14行目12文字目まで
12	16行目9文字目から16行目12文字目まで
12	17行目5文字目から17行目7文字目まで
12	22行目6文字目から22行目9文字目まで
12	24行目30文字目から24行目33文字目まで

12	29行目30文字目から29行目33文字目まで
13	6行目11文字目から6行目14文字目まで
13	7行目12文字目から7行目15文字目まで
13	11行目5文字目から11行目8文字目まで
13	18行目15文字目から18行目18文字目まで
13	19行目10文字目から19行目13文字目まで
14	5行目5文字目から5行目8文字目まで
14	6行目1文字目から6行目4文字目まで
14	23行目29文字目から23行目32文字目まで
14	28行目23文字目から28行目24文字目まで
15	13行目8文字目から13行目11文字目まで
15	13行目22文字目から13行目29文字目まで
16	24行目9文字目から24行目16文字目まで
16	28行目3文字目から28行目10文字目まで
18	26行目5文字目から26行目32文字目まで
18	27行目5文字目から27行目12文字目まで
18	28行目5文字目から29行目33文字目まで
19	1行目1文字目から2行目6文字目まで
19	7行目18文字目から7行目21文字目まで
19	13行目5文字目から16行目16文字目まで
19	17行目5文字目から17行目9文字目まで
19	18行目5文字目から18行目38文字目まで
19	19行目5文字目から21行目32文字目まで
19	26行目11文字目から26行目14文字目まで
20	20行目11文字目から20行目14文字目まで
23	28行目6文字目から28行目9文字目まで
24	15行目2文字目から15行目5文字目まで
24	19行目14文字目から19行目17文字目まで
26	5行目6文字目から5行目9文字目まで
26	9行目21文字目から9行目24文字目まで
26	21行目8文字目から22行目23文字目まで
26	25行目5文字目から25行目6文字目まで
26	25行目11文字目から27行目8文字目まで
26	28行目5文字目から29行目33文字目まで
27	1行目1文字目から1行目31文字目まで
27	2行目5文字目から2行目15文字目まで
27	3行目5文字目から3行目12文字目まで
27	4行目5文字目から6行目21文字目まで
27	7行目5文字目から7行目23文字目まで

27	8行目5文字目から12行目17文字目まで
27	13行目24文字目から13行目27文字目まで
27	14行目24文字目から14行目28文字目まで
27	15行目15文字目から15行目18文字目まで
27	22行目32文字目から22行目35文字目まで
28	8行目6文字目から8行目19文字目まで
28	9行目5文字目から9行目7文字目まで
28	10行目6文字目から10行目17文字目まで
28	11行目5文字目から11行目20文字目まで
28	12行目6文字目から12行目20文字目まで
28	13行目5文字目から13行目12文字目まで
28	14行目6文字目から14行目10文字目まで
28	15行目5文字目から15行目7文字目まで
28	24行目23文字目から24行目26文字目まで
28	24行目33文字目から24行目36文字目まで
28	25行目3文字目から25行目6文字目まで
30	9行目9文字目から9行目12文字目まで
30	15行目12文字目から15行目15文字目まで
32	21行目16文字目から21行目29文字目まで
37	28行目6文字目から28行目9文字目まで
37	30行目5文字目から30行目8文字目まで
38	1行目8文字目から1行目11文字目まで
39	3行目5文字目から3行目18文字目まで
39	7行目5文字目から7行目17文字目まで
39	9行目5文字目から9行目17文字目まで
39	17行目5文字目から17行目10文字目まで
39	21行目5文字目から21行目12文字目まで
39	29行目5文字目から29行目13文字目まで
39	30行目5文字目から30行目27文字目まで
40	1行目5文字目から1行目27文字目まで
40	6行目5文字目から6行目7文字目まで
40	12行目5文字目から12行目13文字目まで

平成26年4月7日聴取分	
ページ	該当箇所
2	12行目27文字目から12行目36文字目まで
2	16行目13文字目から16行目16文字目まで
2	18行目5文字目から18行目6文字目まで
5	10行目37文字目から11行目6文字目まで

6	4行目37文字目から5行目21文字目まで
6	5行目31文字目から6行目21文字目まで
10	16行目29文字目から17行目9文字目まで
10	17行目28文字目から17行目31文字目まで
11	3行目31文字目から4行目5文字目まで
11	7行目5文字目から7行目8文字目まで
11	8行目32文字目から9行目2文字目まで
11	11行目1文字目から11行目4文字目まで
12	8行目5文字目から8行目28文字目まで
14	26行目5文字目から26行目28文字目まで
14	27行目5文字目から27行目10文字目まで
14	28行目5文字目から28行目15文字目まで
15	9行目5文字目から10行目4文字目まで
15	29行目20文字目から29行目21文字目まで
16	1行目5文字目から1行目9文字目まで
16	2行目5文字目から2行目14文字目まで
16	3行目5文字目から4行目7文字目まで
16	5行目5文字目から6行目22文字目まで
16	7行目5文字目から7行目12文字目まで
16	23行目33文字目から24行目3文字目まで
19	2行目14文字目から2行目17文字目まで
19	5行目8文字目から5行目17文字目まで
19	7行目12文字目から7行目14文字目まで
19	7行目35文字目から7行目37文字目まで
19	8行目9文字目から8行目10文字目まで
19	8行目19文字目から8行目21文字目まで
19	9行目22文字目から9行目24文字目まで
19	10行目4文字目から10行目6文字目まで
19	10行目8文字目から10行目9文字目まで
19	13行目11文字目から13行目14文字目まで
19	16行目13文字目から16行目14文字目まで
19	18行目18文字目から18行目19文字目まで
19	20行目16文字目から20行目19文字目まで
19	21行目19文字目から21行目22文字目まで
19	22行目34文字目から22行目35文字目まで
19	29行目12文字目から29行目15文字目まで
21	29行目18文字目から29行目21文字目まで
21	29行目34文字目から29行目37文字目まで
24	16行目27文字目から16行目30文字目まで

24	26行目9文字目から26行目12文字目まで
24	28行目5文字目から28行目8文字目まで
25	11行目3文字目から11行目6文字目まで
25	11行目22文字目から11行目25文字目まで
25	12行目1文字目から12行目3文字目まで
25	12行目12文字目から12行目15文字目まで
25	14行目6文字目から14行目9文字目まで
25	15行目5文字目から15行目6文字目まで
25	16行目11文字目から16行目15文字目まで
25	25行目26文字目から25行目29文字目まで
25	25行目33文字目から25行目36文字目まで
26	7行目29文字目から7行目32文字目まで
26	15行目5文字目から15行目16文字目まで
27	7行目22文字目から7行目25文字目まで
27	8行目12文字目から8行目18文字目まで
27	8行目21文字目から10行目19文字目まで
27	10行目22文字目から11行目15文字目まで
27	13行目5文字目から13行目33文字目まで
27	16行目5文字目から16行目23文字目まで
27	17行目12文字目から17行目36文字目まで
27	20行目5文字目から21行目13文字目まで
27	28行目27文字目から29行目19文字目まで
28	1行目17文字目から1行目24文字目まで
28	2行目30文字目から2行目31文字目まで
28	5行目31文字目から5行目32文字目まで
28	8行目24文字目から8行目27文字目まで
28	10行目5文字目から10行目6文字目まで
28	16行目12文字目から16行目15文字目まで
28	20行目24文字目から20行目25文字目まで
28	22行目5文字目から22行目6文字目まで
29	3行目16文字目から3行目23文字目まで
29	5行目8文字目から5行目11文字目まで
29	10行目24文字目から10行目25文字目まで
29	13行目6文字目から13行目9文字目まで
29	24行目33文字目から24行目34文字目まで
29	26行目5文字目から26行目6文字目まで
29	27行目38文字目から28行目1文字目まで
29	29行目21文字目から29行目24文字目まで
30	2行目5文字目から2行目6文字目まで

30	5行目20文字目から6行目17文字目まで
30	17行目21文字目から17行目24文字目まで
30	19行目15文字目から19行目21文字目まで
30	21行目11文字目から21行目18文字目まで
30	25行目31文字目から26行目5文字目まで
30	26行目29文字目から26行目32文字目まで
30	29行目9文字目から29行目10文字目まで
31	2行目23文字目から2行目27文字目まで
31	6行目37文字目
31	10行目18文字目から10行目21文字目まで
31	10行目26文字目から10行目29文字目まで
31	18行目19文字目から18行目24文字目まで
31	18行目29文字目から18行目34文字目まで
31	21行目26文字目から21行目31文字目まで
31	22行目16文字目から22行目20文字目まで
31	26行目14文字目から26行目17文字目まで
31	26行目30文字目から26行目33文字目まで
32	5行目20文字目から5行目23文字目まで
32	9行目20文字目から9行目23文字目まで
32	26行目15文字目から26行目20文字目まで
32	27行目25文字目から27行目28文字目まで
33	4行目5文字目から4行目7文字目まで
33	5行目6文字目から5行目8文字目まで
33	7行目28文字目から7行目32文字目まで
33	11行目5文字目から11行目7文字目まで
33	12行目6文字目から12行目22文字目まで
33	23行目3文字目から23行目7文字目まで
33	25行目26文字目から25行目29文字目まで
34	9行目32文字目から9行目35文字目まで
34	20行目12文字目から20行目15文字目まで
34	20行目29文字目から20行目32文字目まで
34	25行目15文字目から25行目18文字目まで
35	2行目26文字目から2行目31文字目まで
35	9行目23文字目から9行目26文字目まで
35	9行目31文字目から9行目34文字目まで
35	11行目16文字目から11行目26文字目まで
35	12行目20文字目から12行目22文字目まで
35	15行目3文字目から15行目4文字目まで
35	15行目27文字目から15行目30文字目まで

35	22行目30文字目から22行目33文字目まで
35	23行目21文字目から23行目24文字目まで
35	26行目17文字目から26行目27文字目まで
35	28行目21文字目から28行目24文字目まで
35	29行目6文字目から29行目9文字目まで
35	29行目30文字目から29行目33文字目まで
35	29行目39文字目
36	1行目1文字目から1行目3文字目まで
36	3行目6文字目から3行目8文字目まで
36	5行目6文字目から5行目10文字目まで
36	6行目31文字目から7行目3文字目まで
38	8行目5文字目から8行目27文字目まで
38	20行目17文字目から25行目11文字目まで
38	29行目5文字目から29行目21文字目まで
39	3行目5文字目から3行目6文字目まで
39	8行目5文字目から16行目10文字目まで
39	17行目6文字目から21行目12文字目まで
39	22行目5文字目から22行目14文字目まで
40	5行目5文字目から5行目8文字目まで
40	13行目29文字目から13行目32文字目まで
40	16行目12文字目から16行目15文字目まで
40	19行目24文字目から19行目27文字目まで
40	22行目14文字目から22行目22文字目まで
41	3行目21文字目から3行目24文字目まで
41	3行目26文字目から3行目29文字目まで
41	9行目5文字目から9行目8文字目まで
41	12行目10文字目から12行目13文字目まで
41	13行目16文字目から13行目28文字目まで
42	24行目5文字目から24行目10文字目まで
42	26行目5文字目から26行目7文字目まで
42	28行目5文字目から29行目18文字目まで
43	3行目5文字目から3行目11文字目まで
43	6行目5文字目から6行目16文字目まで
43	9行目5文字目から10行目21文字目まで
43	12行目5文字目から13行目15文字目まで
43	16行目5文字目から23行目20文字目まで
43	23行目26文字目から25行目22文字目まで
43	26行目5文字目から26行目27文字目まで
43	27行目5文字目から27行目34文字目まで

44	1行目5文字目から1行目19文字目まで
44	3行目5文字目から3行目34文字目まで
44	4行目3文字目から7行目21文字目まで
44	12行目5文字目から12行目23文字目まで
44	14行目5文字目から17行目2文字目まで
44	20行目5文字目から22行目17文字目まで
44	27行目5文字目から27行目13文字目まで
45	1行目5文字目から1行目29文字目まで
45	3行目5文字目から3行目35文字目まで
45	4行目6文字目から4行目18文字目まで
45	5行目5文字目から5行目24文字目まで
45	14行目5文字目から14行目16文字目まで
45	21行目5文字目から21行目23文字目まで
45	23行目5文字目から24行目9文字目まで
45	28行目5文字目から28行目23文字目まで
45	29行目5文字目から29行目26文字目まで
46	5行目5文字目から6行目27文字目まで
46	8行目5文字目から9行目29文字目まで
46	10行目26文字目から11行目27文字目まで
46	14行目5文字目から14行目24文字目まで
46	17行目8文字目から18行目3文字目まで
46	18行目26文字目から19行目8文字目まで
46	22行目5文字目から22行目21文字目まで
46	24行目5文字目から26行目14文字目まで
46	27行目19文字目から28行目2文字目まで
46	28行目6文字目から28行目15文字目まで
46	29行目5文字目から29行目17文字目まで
47	1行目30文字目から2行目1文字目まで
47	3行目3文字目から3行目19文字目まで
47	5行目5文字目から5行目9文字目まで
47	7行目6文字目から7行目25文字目まで
47	9行目5文字目から9行目33文字目まで
47	11行目5文字目から13行目19文字目まで
47	15行目9文字目から15行目21文字目まで
47	17行目5文字目から17行目12文字目まで
47	19行目5文字目から22行目14文字目まで
47	27行目5文字目から28行目26文字目まで
47	27行目5文字目から28行目26文字目まで
48	6行目5文字目から9行目5文字目まで

48	13行目5文字目から15行目10文字目まで
48	18行目5文字目から21行目31文字目まで
48	23行目5文字目から23行目20文字目まで
48	26行目5文字目から26行目31文字目まで
48	29行目5文字目から29行目21文字目まで
49	1行目5文字目から1行目11文字目まで
49	2行目5文字目から3行目21文字目まで
49	4行目23文字目から5行目9文字目まで
49	6行目5文字目か6行目13文字目まで
49	9行目5文字目から11行目5文字目まで
49	13行目5文字目から15行目19文字目まで